

青森市駐車場条例（平成十七年青森市条例第百九十一号）

新旧対照表

改正後			改正前		
(料金の額) 第十八条 路外駐車場の駐車料金（以下この章において「料金」という。）は、規則で定める時間帯において、次のとおりとする。			(料金の額) 第十八条 路外駐車場の駐車料金（以下この章において「料金」という。）は、規則で定める時間帯において、次のとおりとする。		
名称	区分	料金（一台につき）	名称	区分	料金（一台につき）
青森市文化会館地下駐車場 ～ 青森市民ホール駐車場	(略)		青森市文化会館地下駐車場 ～ 青森市民ホール駐車場	(略)	
青森駅前公園地下駐車場	普通駐車	市役所に用件のある者は最初の一時間まで 無料 一時間を超えるときは、超過時間三十分までごとに 百十円 最初から駐車場を利用目的とする者は最初の三十分まで 百十円 三十分を超えるときは、超過時間三十分までごとに 百十円	青森駅前公園地下駐車場	普通駐車	市役所に用件のある者は最初の一時間まで 無料 一時間を超えるときは、超過時間三十分までごとに 百十円 最初から駐車場を利用目的とする者は最初の三十分まで 百十円 三十分を超えるときは、超過時間三十分までごとに 百十円
	夜間駐車	六百五十円		夜間駐車	六百五十円
アウガ駐車場	普通駐車	市役所に用件のある者は最初の一時間まで 無料 一時間を超えるときは、超過時間三十分までごとに 百十円 最初から駐車場を利用目的とする者は最初の三十分まで 百十円 三十分を超えるときは、超過時間三十分までごとに 百十円	アウガ駐車場	普通駐車	市役所に用件のある者は最初の一時間まで 無料 一時間を超えるときは、超過時間三十分までごとに 百十円 最初から駐車場を利用目的とする者は最初の三十分まで 百十円 三十分を超えるときは、超過時間三十分までごとに 百十円
	夜間駐車	六百五十円		夜間駐車	六百五十円
<u>備考 青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場の普通駐車及び夜間駐車に係る料金については、この表の規定により算定した額が千円を超えたときは、二十四時間ごとに千円を上限とする。</u>			(新規)		

(定期駐車券の発行)

第十八条の二 市長は、青森駅前公園地下駐車場又はアウガ駐車場について、必要があると認めるときは、定期駐車券を発行するものとする。

2 定期駐車券の発売額は、駐車一台につき、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める額とする。

一 全日使用する場合 月額二万六千百円

二 午前五時から午前九時までの間使用する場合 月額六千六百円

三 午前五時から午後七時までの間使用する場合 月額一万五千三百円

四 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く日の午前七時から午後十一時までの間使用する場合 月額一万四千五百円

3 定期駐車券の発行及び使用について必要な事項は、規則で定める。

(料金の徴収)

第十九条 路外駐車場を利用する者（以下この章において「利用者」という。）は、自動車を出場させるときに料金を納付しなければならない。ただし、定期駐車券による料金にあっては、前条第一項の規定による定期駐車券の発行のときに納付するものとする。

(料金の還付)

第二十条の二 既納の料金は、還付しない。ただし、定期駐車券による場合にあって、市長が特別の理由があると認めるときは、当該料金の全部又は一部を還付することができる。

(準用)

第二十一条 第五条、第六条、第七条の二、第八条及び第十条から第十四条までの規定は、路外駐車場にこれを準用する。この場合において、第五条中「前条」とあるのは「第十九条」と、第六条中「回数駐車券」とあるのは「普通駐車に係る回数駐車券」と、第八条中「第四条」とあるのは「第十九条」と、第十条及び第十一条中「路上駐車場」とあるのは「路外駐車場」と、第十二条中「道路工事」とあるのは「路外駐車場の整備」と、「路上駐車場」とあるのは「路外駐車場」と、第十三条及び第十四条中「路上駐車場」とあるのは「路外駐車場」と読み替えるものとする。

(新規)

(料金の徴収)

第十九条 路外駐車場を利用する者（以下この章において「利用者」という。）は、自動車を出場させるときに料金を納付しなければならない。

(新規)

(準用)

第二十一条 第五条、第六条及び第七条の二から第十四条までの規定は、路外駐車場にこれを準用する。この場合において、第五条中「前条」とあるのは「第十九条」と、第六条中「回数駐車券」とあるのは「普通駐車に係る回数駐車券」と、第八条中「第四条」とあるのは「第十九条」と、第十条及び第十一条中「路上駐車場」とあるのは「路外駐車場」と、第十二条中「道路工事」とあるのは「路外駐車場の整備」と、「路上駐車場」とあるのは「路外駐車場」と、第十三条及び第十四条中「路上駐車場」とあるのは「路外駐車場」と読み替えるものとする。